

〔事案 29-332〕 新契約無効請求

・平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人にクーリング・オフを妨害されたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本契約の申込時に、募集人は、重要事項説明書にもとづくクーリング・オフの説明をしなかった。
- (2) 本契約の申込後、クーリング・オフ期間中の平成 29 年 3 月下旬に、募集人に本契約をやめたいと申し出たが、募集人からやめることはできないという誤った説明を受けたためにクーリング・オフの機会を逸した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込みにあたり、募集人は申立人に重要事項説明書を交付し、クーリング・オフについて説明した。
- (2) 申立人は、申込日の翌日、当社のオフィスに契約をやめたい旨の電話をかけたが、募集人が電話と面談で確認したところ、契約をやめない旨の発言をしていた。また、平成 29 年 3 月下旬に募集人は申立人と面談しているが、契約をやめたいとは言われていない。
- (3) 仮に申立人が募集人に契約をやめたいと伝えていたとしても、クーリング・オフをするためには当社に対して書面で通知する必要があるところ、書面は提出されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時およびその後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人がクーリング・オフについて説明せず、またこれを妨害したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。